

博士学位論文審査要旨

2011年10月17日

論文題目： 古墳時代の喪葬と祭祀の研究

学位申請者： 穂積 裕昌

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 松藤 和人

副査： 歴史資料館 元教授 辰巳 和弘

副査： 佛教大学 教授 門田 誠一

要 旨：

本論文は、古墳時代の喪葬と祭祀の実態解明を目的とし、考古学はもとより文献史学の成果にも立脚し、民俗資料をも援用しながら、古代日本人のカミ（神）観念の実相と殯の実態を考古遺跡・遺構・遺物の分析にもとづいて総合的に究明することを企図した研究である。

第一章では、古墳時代前期に顕著な湧水点祭祀の特質の把握に向け、祭祀遺構としての井泉と大型建物がセットになって存在することを明らかにし、その基底にあるカミ観念に関して地霊との関わりの中に本質的な意義を見だし、弥生時代におけるカミ観念との連続性を明らかにした。

第二章では、古墳時代前期後半から中期にかけて依代としての「磐座」に代表される高所にカミが降臨する観念が出現するとし、その背後に大陸からの新たなカミ観念・祭祀形態の流入を示唆する。

第三章では、文献史学主導で進められてきた伊勢神宮の創建に関わる問題を取り上げ、伊勢地域の歴史的背景の考古学的究明を試みる中で伊勢神宮の出現背景について考察をおこなった。

第四章では、「殯所」の考古学的方法による同定に焦点をあてるとともに、『令集解』所収の「遊部」に着目し、古墳時代の殯の本質的意義が死者への悪霊・邪霊（凶穢魂）の憑依を忌避する行為として死者の靈魂を和ませることにあつたと認識する。こうした脈絡で、近年出土例が増加した「冢形埴輪」「導水施設」の性格を再検討し、これらを祭祀施設として捉える通説を排除し、殯儀礼を実修した施設としての可能性を提示した。また古墳への埋葬行為をふくむ喪葬から葬送へ至る一連の行為が、文献史料の検討をも踏まえ、死者の霊を鎮め、被葬者の悪霊化を防ぐという観念にもとづいておこなわれたものと結論づける。

第五章では、祭祀と喪葬は、霊的なものに対する古代人の恐懼意識に対する所作として同じ位相にあつたとし、首長が執行する諸儀礼行為の中でも特異な位置を占めたとする。

本論文は、実証性という観点から些かの問題を残しながらも、これまでの古墳時代の研究が形而上学的な分野の研究を回避し政治・社会的側面の究明に偏重してきた研究史に照らし、本研究は古墳時代研究に新たな地平を開拓する挑戦的な研究として評価に値する。

よって、本論文は、博士（文化史学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

学力確認結果の要旨

2011年10月17日

論文題目： 古墳時代の喪葬と祭祀の研究

学位申請者： 穂積 裕昌

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 松藤 和人

副査： 歴史資料館 元教授 辰巳 和弘

副査： 佛教大学 教授 門田 誠一

要 旨：

上記審査委員3名は、2011年10月15日、14:00から約2時間半にわたって、学位申請者に対して口頭試問をおこなった。

学位申請者は、提出論文に関して審査委員からの研究内容に関わるさまざまな質疑に的確に回答し、本論文の研究水準の高さと学術的価値を証明した。さらに申請者は語学（中国語）においても十分な学力を有することが確認された。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。

博士學位論文要旨

論文題目：古墳時代の喪葬と祭祀の研究

氏名：穂積 裕昌

要旨：

本論文は、古墳時代の喪葬と祭祀、それらを支えた観念について究明することを目的とした。

第一章では、近年調査事例が増加し、古墳時代祭祀研を考えるうえで重要な論点となった湧水点での祭祀を「湧水点祭祀」として位置づけ、それをもとに古墳時代祭祀の特性を考察した。

まず、三重県城之越遺跡の事例を素材に湧水点祭祀の特質を把握するとともに、遺跡内に所在する大型建物を介して各地の首長居館・居宅遺構と対比した結果、湧水点祭祀の主権者が地域首長層であり、湧水点祭祀が古墳時代首長の実施する祭祀の中でも最上位に属することを確認した。そのうえで、井泉と大型建物がセット関係を構成する事例が各地に存在し、しかもその建物形式も共通することに注目して、首長層間に湧水点祭祀にかかわる一定の祭式が存在した可能性を提起した。そして、古代の文献記載も参照し、湧水点祭祀を支えた基層的なカミ観念は農耕における水の重要性という一般論に還元するだけでなく、「地霊」との関わりのなかにその本質的意義があり、弥生時代以来の地霊や大地の生命力に内在した祭祀観念が基本であると考えた。

さらに、湧水点で実修された儀礼のひとつに誓約儀礼が存在した可能性を、「記紀神話」記載のアマテラスとスサノヲによる誓約と考古学的事象との構造的共通性などから指摘した。このことは、古墳時代に存在した儀礼が、後の時代に成立する記紀神話にも取り込まれていく過程を示すとともに、考古資料のもつ多様な可能性の一端を示すものとして評価しうると考えた。

第二章では、「祭祀遺跡」と「祭祀遺物」について考察した。まず、祭祀の場の形成過程を弥生時代に遡って確認するとともに、祭祀遺跡としての存在形態の変化の背景にカミ観念の変貌が存在することを指摘した。具体的には、前代からの祭祀観の流れとして、湧水点祭祀に代表される地霊や大地に根ざした信仰があったが、古墳時代前期後半から中期にかけて山などの高所にカミが降臨する垂直降臨型のカミ観念が新たに加わることで、その背後に大陸からの新たな祭祀観・カミ観念の流入があることを論じた。新タイプの祭祀遺構は磐座に代表されるもので、4世紀代の福岡県沖ノ島や奈良県三輪山に初現形態が発見し、5世紀代に一般化する。磐座は、カミの依代と観念されるものであるが、こうした観念が成立する背景には、祭祀対象たる神霊の特定化、具体的には人格神への動きがあると考えた。そして、文献資料とも対比して、こうした祭祀・儀礼の場が日本古代においては「庭」として認識されていたことを示すとともに、そこから出土した遺物群を祭祀の構成要素別に再構成した。従来の祭祀遺跡研究では、祭祀対象別に個別の検討が加えられることが多かったが、本論文では儀礼の意味や目的といった観点から祭祀遺跡を再編していくことの必要性を論じた。

第三章では、祭祀遺跡や祭祀観念の形成を考えるための地域における実践例として、伊勢神宮の成立に関わる問題と、「熊野」に関わる事例を取り上げた。前者では、従来の議論が文献史学中心であったため、ここに考古学的な視点を加えることを目的とし、従来の議論を再吟味した。その結果、伊勢神宮成立の問題は現在の神宮がある狭義の伊勢（宮川以南地域）だけでなく、少なくとも櫛田川以南の南伊勢地域全体の評価と連動すること、そのためには考古学的論点の整理が一定の有効性をもつことを具体的に論じた。そして、アマテラスの伊勢移転の意味は、ヤマト王権を代表する「大いなる靈威」として恐れられた神霊を王権所在地から離れた東方の清浄な地へ移し、靈威による厄災を防ぐことに第一義的な理由があると考えた。後者では、熊野市の二木島祭で用いられてきた関船と松阪市宝塚1号墳から出土した船形埴輪、奈良県東殿塚古墳出土の

鱒付円筒埴輪に線刻された装飾船との比較検討を手掛かりに、古代に「熊野船」という船名が存在した意味を、熊野灘をめぐる海上交通や神武伝承、それに葬送との関わりから論じた。

第四章では、前段で古墳時代における人の死とそれに関わる遺跡との関係を整理した。喪から葬にいたる期間に行われた諸儀礼に関する考古学的な追求は、殯所遺構の同定にはじまる。しかし、古墳時代における殯所遺構の実態は、これまで体系的な検討がなかった分野である。本論文では、「令集解」所収の養老喪葬令親王一品条に古記引用された「遊部事」に着目し、「倭人伝」や「記紀」などの関連文献とも比較検討することにより、古墳時代の殯の本質的意義が人の死によってもたらされる悪霊・邪霊（＝凶癘魂）の依り憑きと、それに伴って生じる死者靈魂自体の悪霊化への恐懼から死者を護り、死者靈魂を「和ませる」ことにあることを確認した。そのうえで、現在までに知られている遺構のなかで、殯の実施に適合する仕様をもった遺構は何かという視点で検討を加えた。その結果、古墳に樹立された形象埴輪の一種である圀形埴輪の造形元となった「導水施設」が、遺体を護る遮蔽施設をもち、邪霊を防ぐための様々な仕掛けが設けられるなど殯所の諸条件に最も見合う遺構であるという結論に至り、「導水施設＝殯所」説を提起した。さらに、圀形埴輪には導水施設とは別に湧水施設を造形化したものがあることから、それも導水施設とは別形態の殯所形態を示すものとして位置づけるとともに、遺構に現れる存在形態の差異（水要素の有無）が殯儀礼の内容の差、例えば遺体洗浄や洗骨といった水を伴う短期措置と、遺体維持のための長期措置に対応したものであった可能性を提起した。

導水施設は、第一章で考察した湧水点祭祀と並んで古墳時代を代表する水辺の祭祀施設と考えられることが多いが、以上の考察に基づけば、カミを祭る祭祀遺跡ではなく、死者に関わる施設として位置づけられることとなる。このことに関して、「養老喪葬令」京官三位條殯斂之事では殯所で屍体を浴することが記されており、殯所における行為には遺体の洗浄が含まれることが確認できる。これは導水施設の仕様にも適合しており、上記仮説の補強を図るものと考えた。

第四章後段では、埴輪樹立を含む古墳への埋葬諸儀礼を素材として、古墳にかかわる様々な仕様（墳丘構築や埋葬施設の構築、副葬品の埋納、埴輪樹立など）が、どのような観念のもとになされたのかを考察した。この結果、古墳への埋葬行為を含む喪葬から葬送にいたる諸儀礼は、文献資料との照応作業も踏まえると、基本的には死者の霊を鎮魂し、凶癘魂の依り憑きを防いで被葬者自身の悪霊化を防ぐという観念に多くに基づいて処置され、それに伴う所作も行われたと結論づけられた。これは、殯所の造営から、古墳の墳丘構築、墓室の形成から棺の搬入、副葬品の埋納、重い天井石や粘土による封印、さらに墳頂部への方形壇の設置から墳丘への埴輪樹立までをも包括する観念であった。古墳時代研究においては、埋葬施設の特徴や埴輪・出土遺物の比較検討からヤマト王権との政治的関係性の追及がしばしば行われ、その観点から古墳に関わる様々な仕様なども説明されてきたが、ここでは以上を示すことにより、出土遺物も含む古墳に関わる仕様は、ヤマト王権との関係性よりも、葬所たる「古墳」に込められた観念から多くが説明可能であることを具体的に論じた。

第五章は、従来別の枠組みで捉えられることが多かった祭祀と喪葬を統一的に把握することを目的とした。死者に対しての措置である喪葬から埋葬に到る一連の諸手続き（喪葬・埋葬所作）と、カミに対しての祭祀・儀礼は全く交わることのない別個のものとして捉えられることが多かったが、霊的なものに対して古代人（人間）の恐懼意識が発現し、それに対応する様々な所作が生じるという点では、両者は同じ位相にあるといってもよい。そこに存在する差異は、直近の死という原因特定可能な脅威である死霊に対する所作（喪葬儀礼と葬送儀礼）か、脅威原因が直近の死霊ではない大なる霊威としてのカミ・モノに対して行われる防御措置（祭祀）かという時間観念の差異として捉えられる。「記紀」にみられるカミに対しての認識（＝8世紀段階の認識）は、アマテラス伊勢鎮座伝承も含め、大なる霊威を発動していたカミ・モノが「鎮」されることによって坐する状況としてしばしば語られる。これは、現実の所作の方法（扱い）として古墳と祭祀遺跡の差はあるにせよ、死者の霊が鎮められ、悪霊・邪霊の依り憑きを防いで古墳という

葬所に永久的に封印される状況と一定の照応関係にある。そして、葬送儀礼も祭祀も、悪霊やモノノ神などが人間（生者の世界）へ悪い方向で波及することを防ぐ解決策として、古代においては極めて重要な存在であった。ここに、古代社会において、現実の方法論としての祭祀や葬送儀礼が、首長が主導する諸活動のなかでも重要視される契機が存在したものと考えた。

以上の視点は、古墳とその出土遺物を「ヤマト王権」「畿内政権」「中央政権」などとの関係性から説明することで多くを済ませてきた政治史を中心とする従来の中古墳時代研究の枠組みには全く欠落していたものである。しかし、古墳という造形物の存在をもって時代区分名としている中古墳時代研究は、古墳と「ヤマト王権」・「中央政権」などとの関係を追及する以前に、「死」との関係を整理する必要があったのである。かかる脈絡で、喪葬と祭祀は中古墳時代の観念を理解するうえで両輪となるべき存在であり、本論文を通して殯所同定に関する具体的な提起とともに、その関係性にかかわる新たな枠組みを提出した。